令和７年度中津工業団地第１号公園屋外トイレ･防災倉庫整備事業
要 求 水 準 書

１　目的

本要求水準書は､｢令和７年度中津工業団地第１号公園屋外トイレ･防災倉庫整備事業（以下「本事業」という。)」のプロポーザル参加者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

本要求水準書に明記されている事項（以下「要求水準」という。）を満たした上で、本事業に関する提案を行うことができる。また、本事業の受注者は、本事業期間にわたって要求水準及び施工条件を遵守しなければならない。

２　事業内容

ア　屋外トイレ･防災倉庫の実施設計（詳細図面の作成）
イ　屋外トイレ･防災倉庫設置に伴う建築確認申請手続き（申請手数料は町負担）
ウ　屋外トイレ･防災倉庫制作及び設置（基礎工事、土工事、付帯工事及び運搬処分費等を含む。）
エ　屋外トイレ･防災倉庫制作及び設置に伴う完了検査手続き（検査手数料は町負担）
オ　設置期間中の安全対策
カ　工事監理

３　屋外トイレ･防災倉庫仕様

設置施設（最低限必要な設備）

⑴　屋外トイレ

ア　愛川町都市公園の設置及び管理に関する条例、第１５条の２別表第３「６　便所」に基づいた施設とする。
イ　男子トイレ：小便器２基、大便器１基㈱房便座･温水洗浄㈱、ベビーチェア１基、手洗い１基
ウ　女子トイレ：大便器２基㈱房便座･温水洗浄㈱、ベビーチェア２基、手洗い１基
エ　多機能トイレ：大便器１基㈱房便座･温水洗浄㈱、ベビーチェア１基、ベビーシート１基、手洗い１基、オストメイト等用水洗器具１基
オ　清掃用具室：鍵付きの清掃用具スペース、スロップシンク１基
カ　周辺施設と調和するデザインとする。
キ　部品調達・交換・修繕が容易で維持管理性に優れた構造とする。
ク　次に挙げるものを使用する場合は、保証書を提出すること。

外壁吹付材	３年以上
シーリング材	３年以上
塗膜防水	１０年以上
その他	監督員の指示による

ケ　施工位置図　別紙屋外トイレ･防災倉庫配置図のとおり。

⑵　防災倉庫（マンホールトイレ用）

ア　床面積は約１０㎡程度とし、次表のマンホールトイレ梱包備品が収納できるものとする。

項目	個数	高さ	幅	奥行き	重量	備考
テント	20個	15cm	92cm	18cm	150kg	
トイレ	20個	68cm	77cm	19cm	236kg	
目隠し	6セット	15cm	194cm	106cm	334.2kg	5枚セット

イ　開口部の幅は、１．５m以上とする。

ウ　周辺施設と調和するデザインとする。

エ　次に挙げるものを使用する場合は、保証書を提出すること。

外壁吹付材　　３年以上

シーリング材　　３年以上

塗膜防水　　１０年以上

その他　　監督員の指示による

オ　施工位置図　別紙屋外トイレ･防災倉庫配置図のとおり。

4　施工条件

ア　契約工期　　契約締結日から令和７年１２月１１日まで

屋外トイレ･防災倉庫の設置完了(業務完了書類の提出も含む。)については、令和７年１１月２８日までとする。

イ　施工時間　　午前８時３０分から午後５時まで

ウ　受注者は、契約後６０日以内に調査・実施設計・諸手続きを完了させ、発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。

エ　設計、施工及び監理にあたっては、公共建築工事標準仕様書、その他関連する基準に準ずること。

オ　設計に必要な資料収集、調査はすべて受注者で行うこと。

カ　受注者は、使用する材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延ないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。

キ　構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講ずること。

ク　工事に伴い、周辺の既設施設等を破損した場合は、受注者の責任において補修等を行うこと。

ケ　電力及び水の使用料は、受注者の負担とする。

コ　建築確認申請の提出先は、神奈川県厚木土木事務所まちづくり･建築指導課とする。

サ　本公園は、設置期間中においても通常どおり開園するため、誘導員を適切に配置すること。ただし、資材搬入等により、やむを得ず公園の利用を制限する場合は、監督員と協議の上、公園の利用を制限することができる。

5　再委託について

受注者は、本業務の処理の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、下記の条件を全て満たす場合は、この限りでない。

なお、受注者がグループ企業等と業務委託契約が発生しない形での連携を図る場合には、連携内容や体制を事前に発注者に説明し、再委託に該当するか否かの判断を仰ぐこと。

⑴　再委託をする場合は、書面により発注者の承諾を得るものとする。なお、愛川町競争

入札参加資格者名簿に登録がない事業者へ再委託をする場合は、別途、再委託先の事業者概要も合わせて提出するものとする。

⑵　受注者は、再委託先が本業務の契約条件を遵守するよう指導し、また、再委託先が再委託業務に関し行った全ての行為について、再委託先と連携しその責任を負うものとする。

⑶　受注者は、再委託先が業務の遂行にあたり発注者又は第三者に損害を与えたときは、再委託先と連携して賠償の責任を負うものとする。

⑷　受注者は、再委託先に対する対価の支払い等について、適正な取扱いを行うものとする。

⑸　受注者は、再委託先が令和７年度中津工業団地第１号公園屋外トイレ・防災倉庫整備事業に係る公募型プロポーザル実施要領の「３　プロポーザル参加申込者の資格要件」⑴～⑻の条件に該当することを確認するものとする。

６　業務の進め方

⑴　受注者は、業務の詳細について発注者と連絡、調整を十分に行い、業務の目的を達成すること。

⑵　業務に必要な資料・情報のうち、発注者が所有するものについては、発注者から受注者へ提供又は貸与する。

⑶　業務に必要な資料・情報のうち、発注者が所有するもの以外のものについては、受注者が独自に収集すること。

⑷　本業務で受注者が発注者に提出する資料の作成や提出にかかる費用、また、打ち合わせ、会議、説明会及びヒアリング等に係る交通費等は、受注者の負担とする。

⑸　本業務の履行にあたり、受注者が収集及び作成した資料は発注者に帰属するものとし、業務終了後に発注者に引き渡すこと。

⑹　本業務の完了時には、受注者は速やかに業務完了届を発注者に提出すること。

７　成果物

⑴　本業務により作成した、計画書、報告書、図面等の成果物は製本（ファイル製本可）し、各１部ずつ提出すること。

⑵　前号の電子データをCD-R等に格納し１部提出すること。

　提出にあたっては、最新の定義ファイルを適用したウイルス対策ソフトによるチェックを必ず行うとともに、チェックが完了していることを示す書面を合わせて提出すること。

⑶　成果物の所有権は発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾を受けずに成果物を複製し、又は第三者に公表、貸与、使用させてはならない。

⑷　最終提出書類は下記のとおりとする。

・業務完了届
・工事記録写真
・竣工図　※発注者において加除修正が可能なこと。
・作業工程表
・作業報告書
・確認済証、検査済証

8　支払方法

委託料の支払方法は、業務完了後、一括払いとする。

9　その他

⑴　受注者は現場代理人を配置し、常に善良なる注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について適宜発注者に報告すること。

⑵　受注者は関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。

⑶　受注者は事業を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。業務の完了後又は契約解除後においても同様とする。

⑷　契約締結後において、要求水準に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項が発生した場合については、発注者と受注者が協議し対応するものとする。